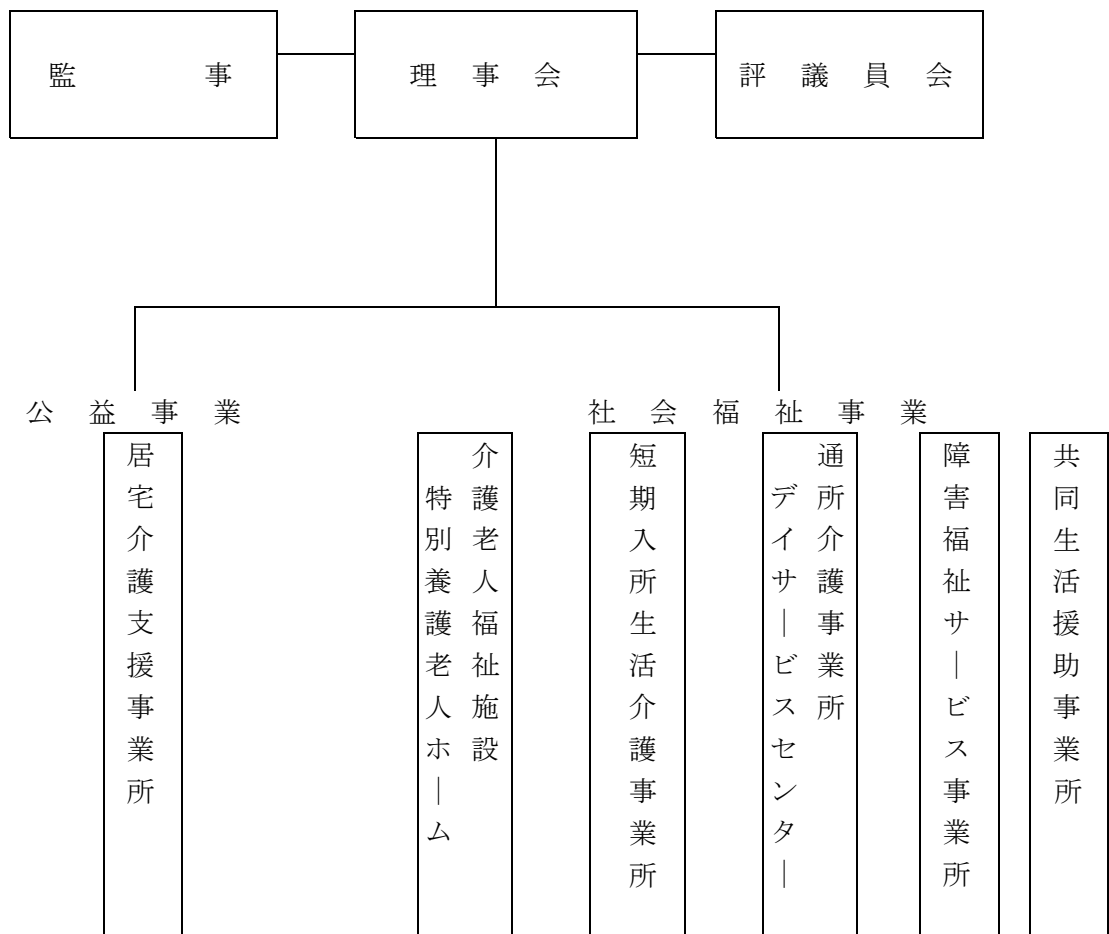


1. 運 営 方 針

阿吽会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

2. 運 営 組 織 図



3. 阿吽会職員配置

①特別養護老人ホーム穂の国荘・短期入所生活介護事業所穂の国荘 (定員：特養80名、短期20名)

| 項目 | 配置基準 | 現在員 | 内訳 |
|------------|------|-------|------------------------|
| 管理者 | 1 | 1 | デイサービス管理者兼務 |
| 生活相談員 | 1以上 | 2 | 常勤 2名 (特養介護支援専門員兼務 1名) |
| 介護支援専門員 | 1 | 2 | 常勤 2名 (特養生活相談員兼務 1名) |
| 看護職員 | 3以上 | 6 | 常勤 6名 |
| 介護職員(看護職員) | 34以上 | 35(6) | 常勤30名 (介護職員) |
| 栄養士 | 1以上 | 1 | 常勤 1名 (管理栄養士 1名) |
| 機能訓練指導員 | 1以上 | 2 | 常勤 2名 (特養看護師兼務 1名) |
| 医師 | 必要数 | 1 | |
| 事務員 | 適当数 | 2 | 常勤 2名 |

②通所介護事業所デイサービスセンター穂の国荘 (定員30名)

| 項目 | 配置基準 | 現在員 | 内訳 |
|---------|------|-----|------------------------|
| 管理者 | 1 | 1 | 特養管理者兼務 |
| 生活相談員 | 1以上 | 4 | 常勤 4名 (デイ介護職員兼務 3名) |
| 看護職員 | 1以上 | 4 | 常勤 3名 (デイ機能訓練指導員兼務 3名) |
| 機能訓練指導員 | 1以上 | 3 | 常勤 3名 (デイ看護職員兼務 3名) |
| 介護職員 | 4以上 | 8 | 常勤 7名 (デイ相談員兼務 3名) |

③居宅介護支援事業所穂の国荘 (介護支援専門員1名につき利用者数35名)

| 項目 | 配置基準 | 現在員 | 内訳 |
|---------|------|-----|------------------------|
| 管理者 | 1 | 1 | 主任介護支援専門員兼務 |
| 介護支援専門員 | 1以上 | 5 | 常勤 3名 (主任介護支援専門員兼務 2名) |

④障害福祉サービス事業所ほのくに (定員：生活介護30名、就労継続支援B型10名)

| 項目 | 配置基準 | 現在員 | 内訳 |
|-----------|------|-----|-------------------------|
| 管理者 | 1 | 1 | ほのくにホーム管理者兼務 |
| サービス管理責任者 | 1以上 | 1 | 常勤 1名 (生活介護、就労継続支援B型兼務) |
| 生活支援員 | 7以上 | 10 | 常勤 4名 (ほのくにホーム支援員兼務 1名) |
| 看護職員 | 1以上 | 1 | 常勤 1名 |
| 医師 | 必要数 | 1 | |
| 事務員 | 適当数 | 1 | 常勤 1名(ほのくにホーム兼務) |

⑤共同生活援助事業所ほのくにホーム (定員：男性5名、女性5名)

| 項目 | 配置基準 | 現在員 | 内訳 |
|-----------|-------|-----|-----------------------------------|
| 管理者 | 1 | 1 | ほのくに管理者兼務 |
| サービス管理責任者 | 1以上 | 1 | 常勤 1名 (ほのくにホーム支援員兼務) |
| 生活支援員 | 1以上 | 4 | 常勤 3名 (ほのくに支援員兼務 1名、ほのくに事務員兼務 1名) |
| 世話人 | 1.4以上 | 7 | 常勤 0名 |

令和3年3月1日現在

はじめに

現在、高齢化が進行し、国民の約4人に1人が65歳以上であり、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は医療、介護の需要が増加することが見込まれている中、2025年を目処に高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。豊川市の地域包括ケアシステムの一部としての役割を重要視し多職種がチームで関わり重度要介護高齢者の自立支援機能を高めるために認知症ケア・口腔ケア・看取りケアのより一層の充実に努めていきます。令和3年度介護保険改訂ではデータの蓄積等、ICT化を推進する内容が多く含まれています。今後もICT化は推進されていく情勢です。穂の国荘もICT化への取り組みを強化し、ニーズに沿った介護サービス、施設運営ができるよう取り組んでいきます。新型コロナウイルスの流行に伴い感染対策のため、家族の面会や地域交流などを制限せざる負えない状況が続いています。活動の制限が強いられる中でも、利用者様一人ひとりがその人らしい生活ができるように多職種が連携し支援していきます。介護サービスは要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。感染症のまん延、自然災害等、不足の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧するための方針、体制、手順等を構築していきます。

1. 基本方針

利用者様一人ひとりが、主体性を持った個人として尊重され地域の中で生き生きとした生活が送られることを目指します。そして、施設での生活であっても特別ではなく、ごく普通の暮らしを基本に考え一緒に築き上げて行きます。また、福祉施設という本来の意義、役割を忘れず、困っている方々全てに対して救援・援助に積極的な姿勢を持ち、穂の国荘の理念である、「明るい笑顔」、「あたたかい手」、「やさしい心」を基本として地域の皆様から安心して利用していただける施設を目指しつつ、今後の介護業界を担っていく人材の育成にも力を入れていきます。

① いきいきとした「自分らしい生活」を実現するための支援

利用者様一人ひとりが「明るい笑顔」で過ごしていただけるように「できない」ことに注目した支援ではなく、「できる」こと「できる可能性」や「望む生活」への支援をする為に認知症ケア・リハビリケアを行うことによって、自らの生活を自らの意思で営

むことができるようサポートして行きます。また、利用者様、それぞれの生活習慣、価値観を尊重し「自分らしい生活」を確立していただき、その実現に向かって支援して行きます。

② 安心して生活できる環境、雰囲気づくり

笑顔あふれるケアと、思いやりの心を持って、利用者様の日々の生活の不安を軽減し、施設整備に努め、明るく楽しい生活環境、雰囲気づくりを目指します。

③ 個々人のニーズを把握し、プランに基づいた生活の実現

ケアプラン・栄養ケアマネジメント・個別機能訓練により、個々のニーズをアセスメント（課題分析）し、実践・評価することで、個々人にあったプランの実践につなげ、より毎日が楽しく生きがいの持てる生活ができるよう支援して行きます。

④ サービスマナーの向上

グループ共通の理念である3S（親切・清潔・スマート）を基本とし、穂の国荘の理念である「明るい笑顔」「あたたかい手」「やさしい心」を常に持ち笑顔で接し、思いやりの心を忘れないように努めます。サービスの向上は介護の質を高め、利用者様に満足をもたらすということを職員一人ひとりが自覚し、これにあたります。

⑤ 的確な入所相談業務に努める

通り一遍の事務的な対応でなく、常に相手の立場に立った姿勢で相談業務に当たります。たとえ早期の入所が困難であっても、その時点で最適なサービスを一緒に考えながら業務にあたり、相談者様が納得し安心していただけるように心がけます。

⑥ 地域社会との交流の推進とボランティアの受け入れ

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い地域社会との交流も制限せざる負えない状況ですが、地域に開かれた施設として地域の皆様が安心して生活できるように福祉の拠点としての役割を担って行きます。また、感染対策を徹底し可能な限りボランティアの受け入れも行い日常生活の活性化を図ります。

⑦ 災害時における施設の役割

災害が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間

で復旧するための方針、体制、手順等を構築していきます。災害時には豊川市と連携をとり、地域の皆様の安全確保と精神的負担を軽減できるような役割を担って行きます。

⑧ 情報開示による情報の透明性

情報のオープン化を図り、いつでも誰でも情報の閲覧ができるような体制づくりをすすめて行きます。また、地域等外部からの開示要請にも積極的に言い、当施設への理解を深めていただける努力をして行きます。

⑨ コスト意識を持ち、無駄をなくす

職員一人ひとりが常にコスト意識やエネルギー節約の意識を持ち、無駄な消費をなくすよう改善・啓発し、施設を少しでも良い状態に保てるよう努めて行きます。ICT強化に伴い業務日誌などのペーパーレス化を図っていきます。

⑩ 退所から新規入所受け入れに伴うスムーズな対応

退所されてから新規利用者様を受け入れるにあたり、円滑な入所援助を行うように事前に準備をすすめていき退所から入所までの期間を短くするように努めます。

⑪ 実習生の受け入れ

福祉の人材育成は福祉施設の重要な役割であると認識し、大学及び専門学校等の実習を積極的に受け入れ人材育成に努めます。実習生を受け入れに当たり感染対策について学校側と協議し、利用者様の安全面に配慮していきます。

2. 重点目標

入所者の重度化に伴うケアの充実、質の向上

原則要介護3以上の方が入所対象者となっており在宅での生活が困難な方々が入所対象者となっています。認知症高齢者の日常生活自立度のランクが高い方や医療的ケアの必要性が高い方など、介護と医療、多職種が連携を行いながら利用者様が安心して生活を継続できるような体制作りを目指して行きます。たとえどのような状態・状況になってもご本人やご家族が心穏やかに生活をしていただけるよう支援を目指して行きます。

① 認知症ケア

認知症の方の尊厳を守りながら“認知症の人”ではなく人として尊重し、その方の視点や立場に立って考えを持ちながらケアを行っていきます。また認知症ケアの専門性を高めていく為に施設全体で取り組んでいきます。

③ 口腔ケア

高齢者の楽しみとしての食事を美味しく味わって頂くことや誤嚥性肺炎の予防、生活の質充実の為に口腔機能の維持が重要視されています。機能訓練指導員、介護職、看護職が連携し利用者様の口腔管理を行っていきます。

③ 身体拘束廃止の取り組み

原則として身体拘束のない介護の提供を行いますが、生命の危険性があると判断された場合にのみ、ご家族様の同意により緊急一時的な対応を取ります。一時的に行われた場合であっても、経過観察・話し合いを行いながら適切な対応を検討し、身体拘束廃止に向けた取り組みをします。また、身体拘束等の適正化の為に対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図り、身体拘束についての研修を行うことでケアの質を高めます。

④ 栄養ケアマネジメントの実施

人間の基本的欲求である「食べる楽しみ」を重視し「食べる」ことによって低栄養状態を改善・予防します。一人ひとりの食事の能力に応じて栄養補給方法や栄養相談などを配慮した栄養計画を作成し、定期的に評価することにより低栄養状態の早期発見・早期改善を行い健康維持に努めて行きます。

⑤ 個別機能訓練の実施

多職種が共同し利用者様の生活機能維持、向上に資するように利用者様ごとの心身の状況を重視した計画の立案、実施を行い生活の質向上に努めていきます。

⑥ 「終の棲家」としての役割

利用者様の高齢化・重度化とともに、施設で最後を迎える方が増える中、ご家族様からの「最期は穂の国荘で」とのニーズが増加傾向にあります。利用者様が住み慣れた環境で安心して、終末期を迎えられるよう環境を整え、ご本人様・ご家族様が希望する看

取りケア、ターミナルケアを多職種連携・協働で努めます。

⑦ 迅速な苦情処理

利用者様、ご家族様、地域の皆様の声には常に耳を傾け、苦情に対しては迅速に対応し、快適な生活を送っていただけるように努めます。

⑧ 職員研修・人材育成の充実

職員一人ひとりに必要な知識・技術が修得できるよう下記内容等における施設内外の研修に参加する機会を提供し、より専門性を高め、資質の向上に努めます。

- ・ グループ研修(拡大研修)への参加、呼びかけ
- ・ グループ外研修参加の機会を提供
- ・ 若手、中堅職員研修の実施と内容の充実化(キャリアパス対応生涯研修等)
- ・ 喀痰吸引等の研修、施設内研修の充実
- ・ 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修
- ・ オンライン研修への参加、呼びかけ

⑨ 施設設備の整備

施設設備更新の計画・実施を行い、利用者様の安全安心を確保し、より良い環境作りに努めます。

● 看護職員

(1) 利用者様の健康管理と維持、心身の安定を図る

- ① 嘱託医の指示の下、利用者様一人ひとりの健康状態を把握し個々の健康を管理します。
- ② 入所時等に把握した疾病に関する情報を I C T機器に記載し、他部署と利用者様の健康情報を共有します。
- ③ 食事・睡眠・排泄等の日常生活動作を円滑に行えるようにするために、それぞれの状況を個々に把握し個別の支援方法を工夫します。
- ④ 快適な生活環境を保つため介護職員と協力をし、室温、湿度、換気等の調節に配慮します。
- ⑤ 利用者様の健康面での生活相談を受け、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、生活意欲を高め心身の安定を図れるよう努めます。

(2) 疾病の早期発見

- ① 利用者様に対し、年に2回の定期検診（5月・11月）を実施し、疾病の早期発見に努めます。また、職員の定期検診（夜勤従事者は2回・その他の職員は1回）を実施しそれに努めます。
- ② 毎月の体重測定・血圧測定（体調不良者は適宜）を実施します。
- ③ 毎日、利用者様の体温測定を実施します。
- ④ 嘱託医による定期診察（毎週水曜日）を実施します。
- ⑤ 健康に関する情報を基本に、他部署の協力を得ながら疾病の早期発見、治療に努めます。
- ⑤ 嘱託医の協力の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に努めます。
- ⑥ 介護職員の協力を得て水分摂取量の把握をし、必要な水分量を補うことにより脱水や排便障害等の予防に努めます。
- ⑦ 通入院については、嘱託医の指示のもとにご家族様との連絡を密にとり、協力病院等と連携し適切に対応します。
- ⑧ 通入院の状況は看護記録に記載し、個別援助の参考にします。
- ⑨ 口腔内の衛生管理の充実及び、必要時、歯科治療（菅谷歯科他）等を実施します。
- ⑩ 多職種と協力し、食事摂取量の確認及び形態の変更、補助食の提供をします。
- ⑪ 利用者様一人ひとりの嚥下レベルの状況を把握し、誤嚥防止に努めます。
- ⑫ 加齢・疾病または廃用による筋力の低下を防ぐため、個々にあった生活リハビリを実施します。また、利用者様の要望も取り入れながら可能な部分で病院へのリハビリ通院や訪問マッサージを依頼していきます。

○ 安形医院 (通院) 毎週月曜日・水曜日・金曜日

○ フォレスト治療院（訪問） 毎週火曜日・水曜日・金曜日・土曜日

- ⑬ 内服が処方されている方々に対して薬の管理、投薬の確認、副作用の有無等を観察していきます。
- ⑭ 介護職員との連携を図り、スキンケアの充実と褥創予防に努めます。
- ⑮ 夜間の緊急時に備えオンコール体制をとり利用者様の状態の変化に対応します。

(3) 感染症予防対策

① 感染予防対策委員会

職員に対して感染症の知識を高め他部署と連携し集団感染予防に努めます。

② インフルエンザワクチンの予防接種

嘱託医により、利用者様、職員共に10月下旬から11月初旬にかけて予防接種を実施しインフルエンザ予防に努めます。

③ 肺炎球菌ワクチン

平成26年10月1日～肺炎球菌ワクチンの定期接種が厚生労働省により位置づけられたことに伴い、対象の利用者様へ随時実施し、肺炎予防に努めます。

④ コロナウィルス感染対策

職員、利用者様に対し標準予防策の指導、実施を行います。また、感染が発生した場合は多職種と連携し速やかに対応し集団感染予防に努めます。

(4) ターミナルケアの取り組み

① 嘱託医との情報共有により看取りの介護の体制を築いていきます。

- ② 嘱託医の指示を受け入所者の疼痛緩和等、安楽な状態を保ち、状態把握に努めます。また日々の状況等について随時、ご家族に説明を行い、その不安に対して適宜対応して行きます。

(5) 日常生活動作の維持

- ① 機能訓練指導員、介護職員、相談員とともに、利用者様一人ひとりの状態に合わせた生活リハビリ訓練を工夫しADLを維持します。
- ② 各利用者様の健康管理や障害レベルに応じた施設内の環境整備を行います。

(6) ショートステイ利用者様の利用期間中における健康管理を行います

- ① 初回の利用については、事前に健康状態等の把握を行います。
- ② 利用者様のご家族、医療・福祉・保健の各機関との連携を図りながら、利用者様の状況の把握に努めます。
- ③ 利用中の健康状態を把握し、状況に応じて適切な対応に努めます。
- ④ 利用中の健康状態を記録・伝達し、在宅生活に関する助言等を行います。

(7) 施設内研修の取り組み

① 急変時の対応

急変時、多職種で迅速な対応ができるよう職員に対し年1回研修を行っていきます。

② 喀痰吸引実地研修

窒息、誤嚥などで呼吸状態が悪化した場合直ぐに喀痰吸引が実施できるよう介護員を対象に行っていきます。

● 栄養士

栄養ケア・マネジメントは利用者様に対して、食べ物の嗜好や、かんだり、飲み込んだりといった食事の能力に応じて、一人ひとりのプログラムをつくることにより栄養管理を行うことです。低栄養状態は、身長や体重、食事の摂取量を基に、低・中・高リスクに区分し、栄養補給方法や栄養相談などの栄養ケア計画を作り、それを実施します。体重は1か月ごとに測り、リスクによって異なりますが、ほぼ3か月ごとに栄養状態チェックを行い、必要な場合には栄養ケア計画を見直します。

この栄養ケア・マネジメントについては、令和3年度介護報酬改定により、加算から基本サービスへと移行されますが、そのまま継続しての実施となります。

また、栄養管理だけでなく、献立の面においても、利用者様に喜んでいただけるように努力いたします。

① 栄養ケア・マネジメントの実施

人間の基本的欲求である「食べる楽しみ」を重視し、「食べる」ことによって低栄養を改善・予防します。そのために、多職種協働により、一人ひとりの食事の能力に応じて栄養補給方法や栄養相談など栄養計画を作成し、定期的に評価して、低栄養状態を早期発見・早期改善を行って健康維持に努めていきます。

② 楽しみにつながる献立づくり

旬の食材を使用して、季節感をあじわっていただきます。

また、季節の行事や全国の郷土料理を意識した献立、イベント食（年に4回）を取り入れることにより、日常生活のアクセントになるよう、変化のある献立づくりを目指します。

③ 家庭を意識した食事づくり

生活の場であることを意識し、適温の食事の提供を心がけるとともに、どう調理すれば、おいしく食べていただけるかを工夫しながら、少しでも家庭の食事に近づけるように努めます。

④ 衛生管理の徹底

「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて衛生管理を行い、食に起因する事故を起こさないように、新鮮で安全な食材を仕入れ、安心できる食事を提供します。

⑤ 食事内容等の向上に向けた取り組み

委託給食会社との連携を含め、利用者様の食事内容等、向上のために多職種による定期的な食事委員会の開催を徹底していきます。

●介護職員

穂の国荘では前年度に引き続き利用者様の重度化が進み、3大介護（食事、排泄、入浴）においてもソフト、ハード面で見直しを随時行っています。コロナウィルスの流行に伴い行動が制限される中でも感染予防に努めながら利用者様一人ひとりがその人らしい生活ができるように今年度は特養介護職員の目的である「利用者様に安心して穏やかに暮らして頂けるよう支援する」が達成出来るよう介護職員の専門性を高め、業務の見直しを行い、安全安心の居住環境を整えていきます。具体的には委員会活動や認知症ケア・口腔ケア・看取りケアにより力を入れICTを活用し他職種と連携を図りながら業務を行います。

(1) 日常生活ケア

・認知症ケア

- ① 不穏症状が見られる認知症の利用者様へ、不穏症状を和らげられるように利用者様の思いの把握に努めケアを提供していきます。
- ② 利用者様毎に症状や訴えが異なる為、アセスメントを行い、個別ケアの質の向上に努めていきます。

・口腔ケア

- ① 多職種と連携を図り口腔内を清潔に保つ事で誤嚥性肺炎の予防や嚥下機能維持に努めます。
- ② 利用者様が美味しく食事が摂れるように口腔内の状況把握や口腔ケア内容の充実を図ります。

・看取りケア

- ① ご家族様より施設での看取りを希望される中で、利用者様が出来る限り穏やかに安心して過ごして頂けるように他職種と連携を図っていきます。
- ② 感染症まん延時においても、利用者様とご家族様が最期の時間を有意義に共有できるように環境等を整えていきます。

・食事

- ① 各フロアにて、居室配膳や自力摂取の難しい方への介助など、利用者様に合わせた食事介助方法を考え、自分で食べる楽しみを感じられるように食事介助をしていきます。
- ② 車椅子使用の方が増加し、ダイルールのスペースが狭くなっていますが食事席やテーブル配置等を随時見直してより良い環境にしていくための改善案を検討していきます。
- ③ 各利用者様の食事形態や介助方法等、適切な食事が提供できるよう、委員会、担当、多職種で連携し検討していきます。
- ④ 体調の変化に応じて他職種と情報を共有し利用者様の状態に合わせた食事を提供していきます。
- ⑤ 感染症対策として各階の食事席にアクリル板などを設置し飛沫による感染経路の遮断を行っています。

・排泄

- ① 排泄マニュアルに沿って、職員による排泄介助の質の差をなくし、プライバシーの配慮と一定のレベルでの排泄介助が提供できるよう努めていきます。随時マニュアルの見直し、検討を行っていきます。
- ② トイレで排泄することは全身の機能維持の為にも必要なことです。心身の状況に合わせ個別の介助方法を検討し、トイレでの排泄が維持できるよう努めます。
- ③ 陰洗業務改善の取り組みにより皮膚トラブルが減少し、褥瘡のある利用者様はいない状況です。今年度も引き続き、質の維持向上に努めます。

・入浴

- ① 安心・安全に入浴でき、ゆったりと入浴を楽しんで頂けるよう浴室環境、脱衣場、入浴場での業務、マニュアルを見直し入浴業務の改善をしていきます。
- ② 入浴介助の人員確保により、適切な入浴予定を組み、利用者様が週2回以上入浴できるよう努めていきます。
- ③ 感染予防の為、前年度より各フロアで利用者様同士の接触が無いよう、午前3階・午後2階で入浴を分け対応していきます。

(2) 各委員会活動

排泄改善委員会・食事改善委員会・入浴改善委員会・生活改善委員会・レク活動委員会・事故対策委員会の活動の中で利用者様の立場になって考える介護について話し合いを持ち、利用者様目線での生活の充実を図っていきます。

・排泄改善委員会

利用者様の様々な思いや習慣を尊重し、今までの生活習慣に近い排泄動作が行えるよう支援をしていきます。

- ① 羞恥心や心身の負担が少なくなるように回数や時間などに配慮していきます。
- ② 皮膚トラブルの防止と早期発見に繋がる支援をしていきます。
- ③ 利用者様に合った排泄備品を選定していきます。

・食事改善委員会

他職種を交えて利用者様一人ひとりの状況に合った、ゆとりある食事環境の提供を心掛けていきます。

- ① 利用者様に満足して頂けるよう食事形態や食事席の随時見直しを行っていきます。
- ② 利用者様に楽しんで頂けるような食事環境、イベント等を検討していきます。

・入浴改善委員会

利用者様一人ひとりの身体状況に合った入浴環境の提供を心掛けていきます。

- ① 利用者様に安心して入浴できるよう随時入浴方法を検討していきます。
- ② 安全な入浴を提供できるように入浴設備の日々の点検、保全に努め、可能な限りでの改修を提案していきます。

・生活改善委員会

利用者様にとって快適に過ごせるよう生活環境を整えていきます。

- ① 利用者様の生活空間であるフロアの安心や安全を確保する為、環境の整備をしていきます。

・レク活動委員会

利用者様に楽しみやメリハリを持って日々を過ごせるように取り組んでいきます。

- ① 既存の行事を見直して利用者様がより楽しみを持って頂けるように様々な行事、イベント等を検討していきます。

・事故対策委員会

利用者様に安心安全な生活が提供できるように取り組んでいきます。

- ① 職員のリスクマネジメント意識の向上に努めます。
- ② 他職種や他委員会との連携を図り、事故防止に努めます。

介護実習受入計画表(予定)

| 学校名 | 期 間 | 内 容 |
|-----------|-----------------|--------|
| 宝陵高校福祉科1年 | 11月9日 ~ 11月12日 | デイ介護実習 |
| 〃 | 11月16日 ~ 11月19日 | 〃 |
| 宝陵高校福祉科2年 | 6月7日 ~ 6月11日 | 〃 |
| 〃 | 7月19日 ~ 7月23日 | 〃 |
| 宝陵高校福祉科2年 | 11月8日 ~ 11月12日 | 特養介護実習 |
| 〃 | 11月15日 ~ 11月19日 | 〃 |
| 宝陵高校福祉科3年 | 5月31日 ~ 6月4日 | 〃 |
| 〃 | 6月7日 ~ 6月11日 | 〃 |
| 〃 | 7月19日 ~ 7月23日 | 〃 |
| 〃 | 7月26日 ~ 7月30日 | 〃 |
| 宝陵高校専攻科2年 | 9月2日 ~ 9月6日 | 特養臨地実習 |
| 〃 | 9月7日 ~ 9月9日 | 〃 |
| 〃 | 9月14日 ~ 9月16日 | 〃 |
| 〃 | 9月21日 ~ 9月24日 | 〃 |
| 〃 | 9月28日 ~ 9月30日 | 〃 |
| 〃 | 10月4日 ~ 10月6日 | 〃 |
| 〃 | 10月19日 ~ 10月21日 | 〃 |
| 〃 | 10月22日 ~ 10月26日 | 〃 |
| 〃 | 11月5日 ~ 11月9日 | 〃 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

宝陵高校専攻科実習は特養2F・特養3F・デイサービスで各1日ずつ3日間の実習。

月別行事予定表

| 月 | 内 容 | 月 | 内 容 |
|-------|------------------------|--|-------------------------|
| 4月 | 桜花見&ショッピング | 12月 | クリスマス会 |
| | 西原地区祭礼 | | 餅つき大会 &カラオケ(デイ・大木保育園合同) |
| | 開設記念食事会 | 1月 | お雑煮 |
| 端午の節句 | 初詣(豊川稲荷) | | |
| 5月 | レクリエーション大会(デイ・大木保育園合同) | 2月 | 節分祭 |
| | 健康診断 | 3月 | ひな祭り |
| 6月 | 芋のつるさし(デイ・大木保育園合同) | | 防災訓練(デイ合同) |
| | 菖蒲見学&ショッピング | | 梅見&ショッピング |
| 7月 | 七夕会 | * 定例の行事 誕生日会(月1回日曜日) 喫茶店(月1回火曜日) 訪問理美容(月1回金曜日) セブンイレブン移動販売(毎週水曜) イベント食(年2~3回) もくせい シフォン、とうふ販売(2か月1回) すまいる パン販売(月1回) ハピネス プリン、ジェラード等販売予定(月1回) | |
| | 穂の国荘 夏祭り | | |
| 8月 | 流しそうめん | | |
| | デイ納涼祭に参加 | | |
| 9月 | 敬老祝賀会 | | |
| | 大木保育園敬老慰問(デイ合同) | | |
| | 防災訓練(デイ合同) | | |
| 10月 | 芋掘り(デイ・大木保育園合同) | | |
| 11月 | 健康診断 | | |

※市中のコロナウイルス感染拡大状況により変更あり

短期入所生活介護事業所穂の国荘

はじめに

高齢化が進む中で要介護者の在宅生活継続においてショートステイの役割が、ますます重要になってくると考えます。穂の国荘のショートステイは従来型施設のショートステイとして多床室や個室の様々なニーズに対応が出来、特養との併設事業所としてのメリットを活かしながら地域における重要なレスパイトサービスとして体制強化に努めていきます。また、新型コロナウイルスによる感染対策のため活動の制限が続いています。そんな中でもあっても少しでも楽しみのある生活ができるよう支援していきます。そして感染症や自然災害が発生した場合でも必要なサービスが安定的、継続的に提供できる体制を構築していきます。

1. 基本方針

特別養護老人ホーム穂の国荘の併設事業所として基本理念をもとに利用者様一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活ができる限り連続したものとなるように配慮しながら、自立に向けた日常生活を営むことを支援することにより、心身の機能維持並びにご家族様の負担軽減を図っていきます。

① 入所稼働率目標90%以上の実現

利用者様、ご家族様の要望を把握し、サービスの質の向上、利用者様満足度のアップに努めます。

特養入所待機者の増加に伴い、その暫定策としての長期利用希望者様が増加しています。しかし、長期利用者様が特養入所等となった場合の稼働率へのリスクは多大です。そのため、介護支援専門員等関連機関との連携強化により、空室の迅速な対応につなげていき、また、短期入所サービスの空室状況の情報を積極的に提示し、新規利用者様の開拓、確保に努め利用実人数の増加を図ります。

② 特養空床利用の積極的活用

特養での入院や退所から新規入所に至るまでの間など一時的に空いた部屋をショートステイとして有効活用し、利用者様の様々なニーズに応じて行きます。

③ 緊急時の対応強化

短期入所サービス本来の目的でもある緊急時の対応も積極的に対応します。介護支援専門員との連携を密にし、利用者様はもとより、ご家族様にとっても安心のできるサービスを心がけます。そのために、介護疲れ・介護者様の入院・冠婚葬祭・旅行等で安心してサービスを受けられる体制をつくります。

④ 安心して生活できる環境づくり

ご利用中、環境の変化による不安や緊張から、心身に変調をきたすことも充分予想されるため、安心感を持っていただけるような対応と心身の状態の観察には注意を払い、適切な援助により安心して生活が送れるように配慮をします。

また、利用中にはサービス計画書を作成し説明をすることにより、利用者様、ご家族様の不安を取り除いて行きます。

⑤ 入退所の事務等の円滑化

初回のご利用については、各事業者・他職種との連携を密にし、事前に面接等により調査を行い、利用者様およびご家族様の状況について把握します。

利用者様及びご家族様に安心してご利用していただけるように、サービスの説明を十分に行います。また、退所時にはご利用中の状況、サービス実施内容、状態の変化等、ご家族様に分かりやすく文書にて報告して行きます。

入退所時の簡素化、ICTの活用など業務の改善を推進し、利用者様及びご家族様への負担を少なくするとともに、業務軽減分を利用者様へのサービス向上へとつなげていくよう努めます。

⑥ 健康管理

心身の状況観察とバイタルチェック等により、異変の早期発見と疾病の予防に努めます。また緊急時には応急処置および医療機関、介護支援専門員、ご家族様との連携を図りながら迅速に対応して行きます。

⑦ 医療ニーズの対応

医療的ケアの必要性が高い方が今後も増えていく中で多職種が共同しながら施設で対応できる医療ケアの強化に努めます。

はじめに

高齢者の多くが、たとえ要介護状態等になったとしても、住み慣れた自宅や地域でのコミュニティの一人として生活が継続でき、可能な限り自立した日常生活を望まれています。

デイサービスの役割として「心身機能の維持向上及び健康管理」、「各利用者様の社会的孤立感の解消」、「安心・安全な入浴の提供」、「行事やレクリエーション等を通して、利用者様への活動意欲の提供」、「ご家族様の身体的・精神的な介護負担の軽減」等を念頭に置き在宅生活を支えさせて頂きます。また、コロナ禍においてサービスを継続していくために施設の感染予防対策マニュアルに準じて感染対策を行い、利用者様に安心・安全に利用して頂けるようにしていきます。

基本方針

通所介護においては引き続き軽度者から中重度者、認知症ケアの必要な方への対応をさせて頂き、継続して行きます。要支援状態の利用者に対しては、介護予防やリハビリテーションを評価し、現状の心身機能をできるかぎり維持向上して行けるようにサービスを提供させて頂きます。

機能訓練においては専従職員を1名配置することで体制を強化し、心身機能の維持向上への評価など、より専門性の高いサービスの提供や医療、介護、予防等を含めた多職種との連携を実施して行きます。

介護保険の基本理念「個人の尊厳の保持」、「在存能力の活用」を常に念頭におき、利用者様を始めとする地域の皆様からも理解と信頼を得られるよう努めて参ります。

そして、在宅介護の継続には利用者様を支える家族支援も必要です。地域の皆様にとって安心でき、かつ支持される通いの場となるようにサービスの提供をさせて頂きます。

(1) 継続的な個別ケアへの取り組み

① 通所介護計画は、居宅介護サービス計画に基づき、アセスメントを行い、個々の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成します。サービスの提供期間中にはモニタリング等により利用状況を把握し、介護支援専門員との連携を図り、必要に応じて計画の見直しや変更を行います。

② 個別機能訓練（運動機能の向上）計画は利用者様の自立の支援と、日常生活の充実に資する事を目的として、適切な機能訓練を計画します。

また、3ヶ月に1回以上は利用者様の居宅を訪問させて頂き、内容や計画の進捗状況等をご家族様に説明し見直しを実施していきます。

機能訓練の実施にあたっては内容により個別やグループ別の対応を行います。機能低下の原因を理解し、必要な訓練が適切に提供でき、残された機能を最大限に活かせるよう配慮しながら参加できるように配慮します。

③認知症ケアの実施

認知症利用者様の今までの歩みを踏まえ、表情の変化や、特徴を理解し細やかな観察を十分に行い、利用者様のペースに合わせ、落ち着いた、安心できる雰囲気を作り、笑顔で利用して頂ける様に努めます。

また、レクリエーション活動や音楽療法、身体機能低下防止のため軽度の運動も含めたプログラムを実施します。

④要支援者の自立支援

利用者様に対して、日常生活の様々な活動の自立度の向上を重視した個別のプログラムの作成と自立に向けての支援を行います。

(2) 利用者様主体の事業所づくり

各利用者様の多種多様なニーズに応え、求められるサービスが確実に提供できる様、継続的に見直し改善します。

また、感染症対策の為、レクリエーション活動では外部からの慰問・外出レク等を制限していますが、感染症対策に配慮した豊富なレクリエーション等を提供し、利用者様にとって利用する事が楽しいと感じられる事業所づくりを心がけながら利用者様の拡大につなげます。

(3) 事故防止と迅速な苦情処理

利用者様の意思及び人格を尊重しながら事故防止に努め、利用者様の立場に立ったサービスを提供します。また、苦情・相談及び要望に関しては真摯な態度で受け止め迅速かつ適切に対応します。

(4) 健康管理

心身の状況を観察、健康チェック等により異変の早期発見と疾病の予防に努めます。また、緊急時には医療機関、ご家族様との連携を図り迅速に対応します。

(5) 感染予防対策

感染予防対策として送迎時、来荘時の手指消毒の徹底や体調チェック。利用者様のマスク着用の呼びかけや利用中の三密を避けた環境づくりに努め、安心して利用して頂けるように努めていきます。

(6) ご家族様に対する支援

安心して在宅生活が維持できるよう、ご家族様と密に連絡を取り信頼関係を築き、話し合う機会をつくるよう努めます。

また、利用者様とご家族様の日常生活についての相談を受けるとともに、必要に応じ家庭等に訪問し環境把握に努めます。

(7) 職員の資質向上

サービスの質の向上を図るため、研修等に参加し介護保険制度、福祉制度、高齢者心理等の専門的な知識を習得します。また、研修で得た知識・情報等を他職員に伝達し職員全体の資質向上に努めます。

(8) 関係機関との連携

介護支援専門員、地域の関係機関との連携・協力を努め、サービス提供時に得られた利用者様、ご家族様の情報を介護支援専門員等へ提供し情報を共有します。

月別行事予定表

| 月 | 内 容 | 月 | 内 容 |
|-----|------------------------|--|------------------------|
| 4月 | 桜花見 | 12月 | クリスマス会 |
| | 開設記念食事会 | | 餅つき大会&カラオケ(特養・大木保育園合同) |
| 5月 | 端午の節句 | 1月 | お雑煮 |
| | レクリエーション大会(特養・大木保育園合同) | | 初詣(豊川稲荷) |
| 6月 | 菖蒲園見学(賀茂菖蒲園) | 2月 | 節分祭 |
| | 芋のつるさし(特養・大木保育園合同) | 3月 | ひな祭り |
| 7月 | 七夕会 | | 防災訓練(特養合同) |
| | 穂の国荘 夏祭り | * 定例の行事 誕生会(プレゼント贈呈) 体重測定(年3回) * クラブ活動 手芸(隔月) * 定期ボランティア 傾聴(毎月)、山口マジック(隔月) | |
| 8月 | 流しそうめん | | |
| | 納涼祭 | | |
| 9月 | 敬老祝賀会 | | |
| | 大木保育園敬老慰問(特養合同) | | |
| | 防災訓練(特養合同) | | |
| 10月 | 芋掘り(特養・大木保育園合同) | | |
| 11月 | 秋の外出 | | |

※市中のコロナウイルス感染拡大状況により変更あり

はじめに

令和3年度は介護報酬改定の年です。居宅介護支援については、「介護支援専門員の質の向上と公正中立の確保」を核とした改定内容となります。利用者様一人ひとりの介護報酬も基本単位が若干上がり、全国的な介護支援専門員の不足にも配慮をされた内容となっています。ただ、まだまだ居宅の運営には厳しい単価設定ではあります。

居宅介護支援は様々な関係者との連携を必要とし、地域の情勢を常にキャッチし対応する必要があります。令和2年度はコロナ禍の影響で、関係者で集まっての連携が出来ませんでした。ですが、電子連絡帳の活用が増え、WEBでの会議や研修に参加する機会が多くなりました。今後もICTの活用は不可欠であり、これからは標準化されていくと予想されます。それらの技術を身に着け情報を得つつ、居宅介護支援以外の制度や地域資源も熟知し、地域包括システムを担う者の一端として業務にあたります。

(1) 居宅介護支援の方針

介護保険の基本理念である「自己決定の尊厳」「その人らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、たとえ一人暮らしになっても、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けて頂けるように支援して行きます。また、常に利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援して行きます。

① 利用者様の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ち、思いを引き出し、納得のいくサービスを選んでいただき、提供できるよう支援して行きます。また、利用者様に提供されるサービス等が特定のサービス事業者に偏ることがないように公正中立な立場に立って支援して行きます。

② 在宅生活継続への支援

要介護状態等、どのような状態になってもその利用者様が可能な限り、在宅において、個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を自らの意思で営むことができるよう支援して行きます。

③ 在宅における保険医療サービス及び福祉サービス等との連携

利用者様の心身状況、置かれている環境に応じてその方の選択に基づき、適切な

保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援して行きます。

また、在宅において継続的に医療を受けている医療ニーズが高い利用者様においては、医療機関との連携を密にし、きめ細かくサービスの提供ができるよう支援して行きます。

(2) 重点目標

たとえどのような状態になっても、住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに、自分らしい生活を続けられるような基盤・システムの実現に向け、地域で確立して行くことが求められています。この基盤こそが地域包括ケアシステムであり、構築して行くために医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携されることが必要となります。

東三河広域連合や社会福祉協議会等と連携し、地域の皆様が安心して生活して頂けるよう他職種協働のもと、地域包括ケアシステム構築にむけて取り組んで行きます。

(3) ケアマネジメントの充実

①アセスメント（課題分析）

利用者様はもちろん、介護者様の意向状況を把握し、解決すべき課題や生活動作等に対する可能性を分析し、それらに基づく目標を導き出します。

②居宅サービス計画の作成

利用者様の希望や課題分析の結果により効果的な支援を行うため、継続的、計画的な居宅サービスの利用を考え、居宅サービス計画を作成します。そのため当該地域における居宅サービスの体制を把握し連携を密にします。居宅サービス計画には、具体的な目標を示して行きます。

また、利用者様ご自身によるサービスの選択が行えるよう、適正な情報提供を行い、支給限度額や費用負担額を考慮した居宅サービス計画を作成し、同意を得ます。

③サービス担当者会議

利用者様及び介護者様、サービス提供事業所等が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、関係者全員が共有できるとともに、自立支援に向けて一緒に取り組んで行きます。

④モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、利用者に対する継続的なアセスメントです。その際は、利用

者様や介護者様の要望や苦情を口に出して頂けるような関係を築いていくとともに、サービスの実施状況も確認します。

⑤居宅サービス計画の見直し

モニタリングの結果からケアプランの変更の必要性が生じたら、その内容を確認し、利用者様の状態変化及びニーズを把握し再アセスメントを行い、居宅サービス計画を見直し再度同意を得ます。

⑥主治医との連携

主治医との連携により身体状況の悪化を予防します。必要に応じて入退院、入退所時の情報交換を行い、居宅サービス計画の変更等を行います。

⑦関係機関との連携と協働

事業の運営にあたり、東三河広域連合、各市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業所、介護サービス事業所等との連携に努めます。

⑧地域包括ケアシステムの構築に向けて

その一端を担う事業所として、個々の介護支援専門員の自立支援に向けた適切なケアマネジメントの実践が必要であり、多種多様な社会資源のコーディネートやネットワークを構築した地域づくりを意識して支援を行います。情報収集や課題整理もさることながら、ご本人の持つ強みや地域の資源などを引き出し、チームマネジメントに繋げることが求められます。また、主任介護支援専門員は地域に求められているサービスを掘り起し、発信する役割もあります。

(4) その他の業務内容

- ・要介護更新時の申請援助
- ・実績管理
- ・給付管理票の作成と国保連への請求業務
- ・事業所内での定例会議の開催
- ・各種研修会への参加及び、研修会の企画運営
- ・在宅生活が難しくなった時に、利用者の状況に合った施設等への入所の紹介

(5) 介護支援専門員の資質・専門性の向上

① 専門知識及び技術の向上

専門職としての業務を的確に行えるよう内・外部の研修に参加し、資質向上に努めます。また、介護支援専門員としての資格保持のため、法令で定められた研修を受講します。

② 不満や苦情に対して、迅速かつ適切な対応

受付時の対応について、相手の立場に立ち不快感を与えないように対応します。又日頃から良好な関係を持ち信頼を得ることで、利用者様に不安を感じさせず、不満や苦情が生まれないような対応を心がけます。

③ 個人情報の取り扱い

言動や行動に注意し個人情報の漏えいが決して無い様、秘密保持厳守に努めます。

④ 困難ケースへの取り組み

どのようなケースであれ積極的に受け入れる姿勢を持ちます。事業所内で情報を共有し事業所全体で依頼ケースの検討を行い、支援に取り組みます。

⑤ メンタルヘルスケア

日々過酷な感情労働に携わる職種であることから、ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮し、明るく笑顔の絶えない、相談が出来る職場づくりを心がけて行きます。

(6) 介護サービス情報の公表

介護サービス事業所やサービス内容の選択を支援する仕組みとしてインターネット上の情報公開やホームページに最新の情報を掲載することにより、利用者様、介護者様をはじめ、いつでも誰でも自由に入手できるよう整備し、随時更新して行きます。

(7) 後進の育成

介護支援専門員実務研修において、居宅介護支援事業所で行う「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習（概ね3日間程度）」が平成29年度から改定されました。

実習内容として、介護支援専門員が行う一連のケアマネジメントプロセスを同行・見学し経験することで、実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目

的として実習を行います。

特定事業所の加算要項の一つに「実習生の受け入れが出来る事」があります。その要項を満たすためにも、新しく資格を取得した介護支援専門員の実習生受け入れを行います。

(8) 居宅介護支援費、各種加算の取得について

現在、穂の国荘居宅介護支援事業所は、

・居宅介護支援費（1）

・特定事業所加算 III を算定させていただいています。

法令で定められた基準を遵守することで、減算を受けることが無いようにします。

又利用者様への援助が適切かつ円滑に提供できるように、医療連携等の加算に繋がる業務も積極的に行います。

そうすることで安定した収入を得ながら事業所を継続して運営していきます。

- | |
|--------------------------------|
| ほのくに ・生活介護事業 ・就労継続支援B型事業 |
|--------------------------------|

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により対人援助を業務としている私たちは、蜜を避けることによりコミュニケーション手段の制限を受けたことで大きな影響が出ています。行事の開催、会議、研修会への出席が難しくなりましたが、蜜を避けたがゆえに支援が疎かにならないように、利用者様一人ひとりに対して職員みんながこれまで学んだことを活かして乗り越えていかなくてはと考えています。

今年度は報酬の改定がされ、就労継続支援B型事業については平均工賃月額に応じた報酬体系が維持され8段階評価となり、より高い工賃を目指していくこととなります。また、感染症の発生及び蔓延の防止、そして、虐待防止への対応力の強化を図ってまいります。厳しい時代ではありますがこれからも個々の利用者様に配慮した作業環境をつくり、明るく、おおらかな事業所として、ニーズに向き合ってまいります。皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

1. 基本方針

知的障害者の方々が、社会を構成する一員として、社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援するとともに、事業所が地域福祉の核としての、役割を果たしていくことを目的とします。障害者福祉を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、まず第一に「利用者様の利益」を考える姿勢を堅持し、次の事項を基本方針とし、運営していきます。

- ①利用者様の基本的人権の尊重を運営の柱とし、利用者様個々の自己実現に必要な支援をします。
- ②ご家族様との連携を密にして、安らぎと、生きがいに満ちた事業所を目指します。
- ③職員の資質向上を常に図り、笑顔の溢れる事業所を目指します。
- ④社会連帯の理念に基づいて、福祉啓発活動を推進し、地域に開かれた事業所を目指します。
- ⑤あらゆる機会を通して、環境と機能の向上に努力する能動的な事業所を目指します。

2. 職員体制

施設長（ほのくにホーム管理者兼務）、事務員（ほのくにホーム兼務常勤1名）

サービス管理責任者（常勤1名）

支援員（常勤2名、ほのくにホーム兼務常勤1名、常勤パート2名、非常勤パート5名）

看護職員（常勤パート1名）

運転手（非常勤パート1名）

嘱託医1名

3. 令和3年度運営事業及び重点目標

(1) 運営事業

- ①生活介護事業 定員30名 現契約者数30名（男20名、女10名）

障害支援区分3（50才以上は2）以上で、利用者様が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、その他の便宜を適切かつ効果的に支援します。

- ②就労継続支援B型事業 定員10名 現契約者数10名（男5名、女5名）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。

(2) 重点目標

「一人ひとりが生きがいを感じられるような活動を創造し、利用者様の思いを実現する」

①生活介護事業

・個別支援の充実

利用者様本人やご家族様の状況に応じて必要なサービスを組み合わせることにより、本人及びご家族様が望む生活が維持していけるよう、各相談支援事業所や関係機関と連携を図りながらサービスの充実を図っていきます。

・余暇活動の充実

少人数グループでのレクリエーションなど、利用者様の望む余暇支援が受けられるよう内容の充実を図っていきます。

②就労継続支援B型事業

・障害者の働く場の充実

利用者様への作業支援を充実させ、障害を持つ方の働く場所としての機能をより強化していきながら、作業収益を上げ工賃支給の増額を目指していきます。平均工賃に応じて報酬単価も変わってきますので、今後も平均工賃の増額を意識しながら、報酬単価の増額により経営の安定化につなげていきます。また一般企業での就労を希望する方には、関係機関と連携し就労支援を継続的に行います。

4. 利用者様の支援

(1)作業支援及び療育活動（別表1参照）

各サービスごとに作業班を編成し、利用者様個々の意向、適正、能力を勘案した生産活動が行えるよう、支援の充実を図ります。また個々の特性に応じた療育活動を行います。

(2)生活介護、就労支援及び相談支援（別表1参照）

利用者様個々の日常生活（食事、排泄、移動、創作活動等）能力にあわせた生活介護、就労支援を行います。また各種申請やサービス利用等に関わる日常生活上の生活支援も行います。

(3)余暇活動の支援

年間行事計画（別表2参照）に基づいた行事やレク活動、外出活動を実施します。

(4)健康管理

年間行事計画（別表2参照）に基づいた嘱託医巡視、健康診断の実施をします。毎日、朝礼時には健康状態を観察し、歯磨き、手洗い、うがい、みだしなみの清潔指導、看護師によるバイタルチェック等、健康管理を行います。また、必要に応じ主治医、嘱託医と連携を図ります。

(5)給食及び食事支援

嗜好調査や検食、給食会議の意見等を参考に、喜ばれる食事の提供を目指します。アレルギー等に配慮し、適切な形状と量で、出来立ての美味しさを味わえるように努めます。必要に応じ食事介助を行います。職員も一緒に昼食を摂り、他者と交流を図る機会となるよう支援します。

(6)支援計画書とモニタリング

利用者様やご家族様の意向をお聞きし、それを基に目標や課題を設定し、個別支援計画書を作成します。また、その計画書は半年毎の見直し、モニタリングを行います。

5. 職員研修等

職員の資質向上を目的に、下記の研修等に積極的に参加します。

① 東三河社会就労センター連絡協議会関係研修

- 東三セルフ施設長会議
- 療育研修
- 事務員研修
- 共同研修会
- サービス管理責任者会議
- その他 県社協主催研修、東三河障害基礎講座等

② 豊川市地域自立支援協議会

- 豊川市障害者ちよい買い推進ネットワーク会議

③ ○ あがたグループ拡大研修会・拡大会議

6. 各作業班 作業計画

(1) クリーニング班

- ①作業概要 市内の入浴施設・福祉施設8事業所と契約し、タオル・バスタオル等のリース、洗濯。個人のお客様に対しクリーニング業を行っています。また優先調達法により豊川市からのクリーニングの依頼、近隣の学校等からの依頼に対し柔軟に対応しています。
- ②支援内容 ・クリーニング作業の工程を理解し各自の適性に合った作業が行えるよう支援します。
- ・機械的的確な操作を徹底し、事故のない安全で衛生的な作業が行えるよう支援します。
 - ・欠品、不良品ゼロを目指し、各工程でのチェック体制を強化し、商品を大切に扱うことができるよう支援します。
 - ・配達、引き渡し時、笑顔で挨拶が行えるよう支援します。
- ③年間目標 ・地域の方々にも少しずつ認識してもらえているようで、定着したお客様も増えており、夏休みや春休みにおける学校関係からの依頼も増えてきました。今後も新規のお客様を得られるよう積極的に取り組みながら、現在利用して下さるお客様に継続して利用してもらえよう努力していきます。また、定期的に行っているリース契約先は今年度1カ所増えましたが、今後も開拓できるように探っていきます。なお、衛生面においてはコロナ禍の状況により感染予防への徹底がより必要になってきております。消毒等を含め保健所へも相談しながら感染予防に努めていきます。

(2) 軽作業班 (受託作業)

- ①作業概要 新型コロナウイルス感染症の影響で、受託作業の搬入量は例年の7～8割程度となっています。また市外の1社より作業の搬入が滞っていますが、市内の3社、市外の1社より施設内で行う軽作業を受託しています。搬入や納品は、各社で異なり、受託した作業は、班に分かれ作業を行っています。下記、具体的な作業内容を挙げています。

Y社 (自動車部品収納容器の仕分け、検査、すみ塗り、シール取り、グリス拭き、箱詰め)

A社 (ハーネスへのパッキンの組付け、品質検査)

I社 (カーボンブラシの組付け、検査)、(ブラシホルダーの小分け)

(コンデンサの箱詰め) (ゴム部品の組付け)

F社 (プラスチック部品のバリ取り、カット、変形や汚れ等の検査、数え)

(ゴム部品の袋詰め)

- ②支援内容 ・各自作業の役割、工程を理解し、責任を持って決められた作業量をこなせるよう支援します。
- ・新しい作業、工程に挑戦する機会を提供し、新たな可能性を見出していきます。
 - ・効率よく作業が行えるよう必要に応じ作業環境を整えます。
 - ・わからないことや、困ったことを自らの形で伝えられるよう支援します。
 - ・指示されたことを理解し行えるよう支援します。
 - ・納品前の検査を強化し、不良品を出さないようチェック体制を確立していきます。
 - ・作業を行うことにより、やりがいを見つけ意欲向上へ繋げていきます。
- ③年間目標 ・適性に合った作業、工程を行い作業量を上げ、不良品を出さないようにします。
- ・安定した作業量を確保する為、スポット(短期的な作業も積極的に取り入れ、柔軟に対応できる作業体制を作っていきます。
 - ・一層の作業効率化を目指していきます。
 - ・各作業班で一定額の収入を維持するとともに、収入の増額を目指していきます。
 - ・作業収入の増額を図るため、受託作業自体の検討を行なうとともに新規受託先を模索していきます。

(3) 介護用品、生活備品販売班

- ①作業概要 新型コロナウイルス感染症の影響で、ゴム手袋やペーパータオルなどの搬入が遅延することもあります。注文は依然として一定量を頂いております。現在は4つの事業所と個人のお客様より商品の注文を受け業者へ発注し、業者より搬入された商品を各事業所、個人へ納品を行っています。
- ②支援内容 ・搬入された商品を丁寧、迅速に納品できるよう支援します。
- ・商品納品時、笑顔で挨拶が行えるよう支援します。
 - ・商品の搬入や納品を指示通り行えるよう支援します。
 - ・納品時は各自で責任を持ち商品を運べるよう支援します。
- ③年間目標 ・受注先からの商品の問合せや相談にのると同時に、より良い商品の提案を行います。
- ・引き続き営業等により受注先の拡大を図ります。
 - ・商品配達効率化を一層目指します。

(4) ほのくに農園作業班

- ①作業概要 ・無農薬、無化学肥料
- ・雑草防除→畝づくり→(種まき、苗植え、水やり、肥料やり、病害虫、雑草防除)→収穫、販売
 - ・野菜類⇒タケノコ、ジャガイモ、ナス、サトイモ、タマネギ等
 - ・果実類⇒ブルーベリー(100本)
 - ・キノコ類⇒原木シイタケ(150本)
- ②支援内容 ・各自役割を理解し、責任を持って決められた作業をこなせるよう支援していきます。
- ・わからないことや、困ったことを言えるようにします。
 - ・指示されたことを守れるようにします。
 - ・作物の成長や収穫など、農作業の喜びを感じることができるよう支援します。
- ③年間目標 ・作付け計画を作成し、間作、混作で多様な作物ができるよう努めます。
- ・無農薬、無化学肥料による栽培で、良質な野菜の収穫を目指します。
 - ・年間を通して野菜農園、ブルーベリー農園、シイタケ農園、竹林の整備管理をしていきます。

7. その他

(1) ほのくに通信の発行について (月/1回)

ほのくにの行うサービス事業の情報を発信することで、地域の方々や利用者様、ご家族様に理解や協力が得られるよう努めます。

(2) 保護者会について (総会：年1回、臨時保護者会および役員会：必要に応じ)

会の運営を支援し、会員の皆様にほのくにで行っている事業に対し、深いご理解やご協力をいただけるよう努めていきます。

(3) 防災訓練について (年/2回)

防災意識を高めるため、地震、火災等あらゆる場面を想定しながら、避難訓練等を行っていきます。

(4) 交通安全について

通所時の交通事故を防ぐため、徒歩、自転車での通所者に対し交通安全の意識向上を図っていきます。

安全な送迎が行えるよう、職員に啓蒙するとともに、定期的な車両の整備、点検等を行います。

(5) 苦情解決について

サービス等に関する様々な苦情を受け、適切に対応します。苦情処理規定に従い、解決に向けて迅速に対応するとともに、今後の支援に活かせるよう努めます。

8. 実習受入計画(予定)

| 学校名 | 実習期間 | 内 容 |
|---------|--------------------|-----------|
| 宝陵高校福祉科 | 2021年 7月27日～7月30日 | 介護実習 (2名) |
| 〃 | 2021年11月 9日～11月12日 | 介護実習 (2名) |
| 〃 | 2021年11月16日～11月19日 | 介護実習 (2名) |

| 学校名 | 実習期間 | 内 容 |
|----------|--------------------|------------------|
| 豊川特別支援学校 | 2021年 5月31日～6月12日 | 産業現場等における実習(第Ⅰ期) |
| 〃 | 2021年10月 5日～10月15日 | 産業現場等における実習(第Ⅱ期) |

| 学校名 | 実習期間 | 内 容 |
|-----------|--------------------|--------|
| 豊川市立一宮中学校 | 2021年5月下旬～6月上旬の3日間 | 職場体験学習 |

※上記以外の実習受入校

◎岡崎特別支援学校 ◎豊川市南部中学校

◎岡崎盲学校 ◎〃 中部中学校

※校外学習と人材育成を支援するとともに、障害者と事業所を理解してもらえよう幅広く受入れをいたします。

※夏季休暇における豊川市中高生夏季体験事業も積極的に受け入れを行っていきます。また、それ以外の体験利用も随時受け入れていきます。

(豊川特別支援学校中等部・高等部、市内中学校特別支援学級等)

別表1. 日課表(月曜日～金曜日 ※祝祭日、年末年始は除く)

| 時刻 | 利用者 | 職 員 |
|------------------------|------------------|---|
| 8:30 | 出勤準備 | 出勤・職員朝礼 迎え：バス(8:35発) / ステップワゴン(9:00発) エブリー(8:35発) 利用者受け入れ・作業の準備 |
| 9:45 | 送迎車両利用の方来所 | 送迎車両到着 |
| 9:55 | 朝の会・作業(10:00～開始) | 朝の会参加・連絡事項、体調の確認・作業支援 |
| 11:00 | 休 憩 | 相談支援 |
| 11:10 | 作 業 | 作業支援 |
| 11:35(前半) 11:50(後半) | 昼食・歯磨き・休憩 | 食事(口腔ケア)支援・昼食・相談支援・見守り |
| 13:00 | 作 業・レク活動 | 作業支援・レク活動支援 |
| 14:00 | 休 憩 | 相談支援 |
| 14:10 | 作 業・レク活動 | 作業支援・レク活動支援 |
| 15:20 | 片付け・清掃 | 清掃支援 |
| 15:35 | 着替え・帰りの会 | 連絡帳記録 |
| 16:00 | 帰 宅 | 送迎(バス、キャラバン、ステップワゴン、エブリー) |
| 17:00 | | 送迎車両到着 作業整理・記録整理・ケース検討 |
| 17:15 | | 施設内消毒 |
| 17:30 | | 終礼・退勤 |

別表 2. 年間行事計画

| | | | |
|----|-------------|-----|-------------|
| 4月 | GWレク | 10月 | 豊川歯科健診（希望者） |
| 5月 | 健康診断 | 11月 | 創作活動 |
| 6月 | 菖蒲園見学 | 12月 | クリスマス会・餅つき |
| 7月 | 穂の国荘夏祭り | 1月 | 初詣 |
| 8月 | 流しそうめん・お盆レク | 2月 | 節分（豆まき） |
| 9月 | 絵画レク | 3月 | お花見 |

※毎月25日、誕生会

※毎月一回、昼食のセレクトメニュー、セレクトドリンク

※毎月、第1金曜日、嘱託医巡視

※毎月一回、職員会議、主任会議、法人スタッフ会議

★上記年間行事計画は、市中のコロナウイルス感染拡大状況により変更あり

はじめに

昨年度からの新型コロナウイルス感染対策は、グループホームでの生活においても必要不可欠な日常となり、今後も継続していきます。利用者様と向き合う時間が十分ではなくなりましたが、その中でも自分の身の回りであることが増えるなどの変化があった方もおり、この成長をさらに伸ばしていくために従業者が一丸となって支援を続けていきます。今令和3年度も世話人と共同で作業をする機会は難しいかもしれませんが、経験も幅を広めていく意味でもその機会を作るよう努め、感染対策を行いながら穏やかに楽しく生活できることを目指します。

また利用者様個人が地域の中で適切に関わることができるように、ご家族様、日中活動の事業所、相談員との連絡を密に行い、ホーム内でも引き続き情報共有、伝達に努めます。そのためには障害に対する理解を深めながら人権を常に意識し、支援の質を高められるよう、世話人研修会の充実も図りたいと考えます。祝日の利用もご家族様に引き続き促し、利用日数の増加につなげていきたいと思えます。

1. 基本方針

障害者が共同して生活を営むことを通じ、精神、経済、生活面で親兄弟等から自立し、また、個人の能力を生かしながら地域生活との接点を持ち、人として豊かに日常生活を送ることができるよう支援します。

従事者は、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って支援を行います。支援の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他施設及び事業所、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努めます。

2. 職員体制

- ・管理者 (常勤：ほのくに施設長兼務) 1名
- ・サービス管理責任者 (常勤：ほのくにホーム支援員兼務) 1名
- ・生活支援員 (常勤：ほのくに支援員兼務1名、ほのくに事務員兼務1名、ほのくにホームサビ管兼務1名・非常勤：世話人兼務1名) 計4名
- ・世話人 (非常勤) 7名 (支援員兼務1名)

3. 事業内容

(1) 利用定員

- ・ほのくにホームA棟 (男性5名)
- ・ほのくにホームB棟 (女性5名)

(2) サービス内容

- ・個別支援計画の作成
 - ・アセスメントを行い、その利用者様の状況や希望に応じた支援計画を作成します。
 - ・定期的（6か月ごと）にモニタリングを行い、利用者様のニーズの変化に対応します。
- ・利用者様に対する相談支援
 - ・身の周りに関する悩み、利用者様同士のトラブル、精神面での相談など日常生活上起こりうる事柄に対し相談支援を行います。また各種申請やサービス利用などに関わる支援も行います。
- ・食事の提供
 - ・栄養バランスに配慮し、朝・夕の食事を提供します。
- ・入浴、排せつ、食事の介助
 - ・自分で行えることは自分で行うように促しながら、介助や支援が必要な場合は個別に行います。
- ・健康管理に関する支援
 - ・毎朝の検温・排便チェックを含め、健康管理に留意します。
- ・金銭管理に関する支援
 - ・必要に応じて行います。
- ・余暇活動の支援
 - ・個人のニーズに応じて余暇を充実できるよう、レク活動や外出、外食などを支援します。
- ・緊急時の対応
 - ・利用者様の容態に急変があった場合は速やかにご家族様へ連絡をし、必要な場合は協力医療機関にて処置を講じます。
- ・職場、他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整
 - ・日中活動の場である事業所、個別の相談員との連携を密に行い、利用者様の支援がスムーズに行えるようにします。変化があればすぐに連絡します。
- ・その他の必要な介護、支援、家事、相談、助言
 - ・利用者様の希望に沿った細かな支援を心掛けます。
 - ・近隣の住民、学校、事業所、店舗とも必要に応じ情報交換を行い、地域の中で利用者様が適切に生活が営めるようにします。

(3) 日課表

| 時間 | 利用者 | 世話人 |
|-------|-----------|------------------------|
| 6:45 | 起床・整容 | 出勤、朝食準備 |
| 7:00 | 朝食 | 宿直者退勤（消毒） |
| | 歯磨きなど | 朝食片づけ、身支度支援、掃除 |
| 9:00 | 出勤 | 利用者出勤見送り、記録、消毒 9:45退勤 |
| | | |
| 15:30 | | 出勤、トイレ掃除、入浴準備 |
| 16:00 | 帰宅 | 帰宅受け入れ |
| | 洗濯物片付け・入浴 | 夕食準備、利用者対応 |
| 18:00 | 夕食 | 夕食 |
| | 入浴・自由時間 | 夕食片づけ、利用者対応、記録 |
| 20:00 | 水分補給 | お茶など準備、浴室掃除、消毒 20:30退勤 |
| 21:00 | | 宿直者出勤 |
| 22:00 | 就寝 | |

(4) 非常災害対策

具体的な非常災害対策計画を立て、非常災害に備えるために定期的に避難、救出、その他必要な訓練（年2回）を行うとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設置します。

(5) 苦情解決

利用者様等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置し、市町村等から指導または助言を受けたときは、必要な改善を行います。

(6) 職員研修の実施

利用者様に対し適切なサービスの提供ができるよう、人権の擁護、虐待の防止等に努め、従事者の資質向上のために研修を実施します。

豊川市グループホーム連絡会（隔月1回）に参加し、各グループホームの状況を知ると共に情報交換に努めます。

(7) その他

各人の誕生日のお祝いや外食、季節の行事などを随時実施します。